

特別警報発令されている場合

- ① 始業時刻2時間前の時点あるいは始業時刻までに、愛知県に特別警報が発令されている場合は、休校とする。
- ② 始業時刻2時間前の時点あるいは始業時刻までに、居住する地域および校外実習先所在地において、特別警報が発令されている場合は、登校および校外実習の出席を要しない。
- ③ 始業後に愛知県に特別警報が発令された場合、校長の指示に基づき、以後の授業を休講とし、災害の状況及び気象・交通機関の状況を確認したうえ、学生の生命および安全を確保するため、学校留め置き、または外部の避難場所への移動等を迅速に行う。
- ④ 学生を校内に留め置いた場合は、特別警報解除後も災害の状況および気象・交通機関の状況を確認したうえ、学生を安全に下校させうると判断できるまでは下校させない。
- ⑤ 特別警報解除後も災害の状況および気象・交通機関の状況を確認したうえ、学生を安全に登校させうると判断できるまでは登校させない。

警報発令が発令されている場合

- ① 始業時刻2時間前の時点あるいは始業時刻までに、愛知県下に暴風(雪)警報、または台風による大雨警報が発令されている場合は、休校とする。ただし、その都度校長の判断によるものとする。
- ② 始業時刻2時間前の時点あるいは始業時刻までに、居住する地域および校外実習先所在地において、暴風(雪)警報、または台風による大雨警報が発令されている場合は、登校および校外実習の出席を要しない。
- ③ 始業後、愛知県下に暴風(雪)警報、または台風による大雨警報が発令された場合は、校長の指示に基づき、以後の授業を休講とする。
- ④ 警報が発令されていないもしくは解除されている場合でも、自宅が被害を受けた場合や登校が危険な状態の場合は登校に及ばない。その旨を連絡することで欠席扱いとしない。同様の理由での遅刻・早退も欠席扱いとしない。

東海地震について

- ① 「注意情報 (カラーレベル黄)」が発表された場合
 - ア 登校前 (在宅中) の場合は、発表された時点で休校とする。
 - イ 登下校時の場合は、発表の情報を入手した場合は速やかに帰路に着くこと。登校途中でも登校に及ばない。ただし、状況によっては学校または最寄りの避難所に避難すること。
 - ウ 授業中の場合は、発表された時点で休校とする。教職員の指示に従って行動すること。
- ② 「予知情報 (カラーレベル赤)」が発表された場合
発表された時点で休校 (業) とする。

③ 大地震が起きた場合

- ア 発生後、交通機関・連絡情報など登下校の安全が確認できるまで休校とする。
- イ 大地震が起きた場合は、学校から連絡があるまで自宅で待機する。
- ウ 被災した場合は被災状況を学校に連絡すること。
- エ 地域指定の避難所は高蔵小学校、広域避難所は熱田神宮公園とする。

- ④ 大きな地震が発生せず、「注意情報」および「予知情報」が解除された場合、当日の授業は行わず休講とする。登校は翌日からとする。

公共交通機関の事故等が発生した場合

- ① 公共交通機関の事故、洪水、豪雪、道路の破壊等のため、各時限目の授業開始時刻に学級の学生数の40%を超える欠席者があった学級においては、その学級の授業を休講とする。ただし、欠席者が学級の学生数の40%以下になった時点以降において始まる講義についてはその限りでない。
- ② 公共交通機関がストライキの場合は、始業時刻2時間前の時点あるいは始業時刻までに解除されない場合、休校とする。